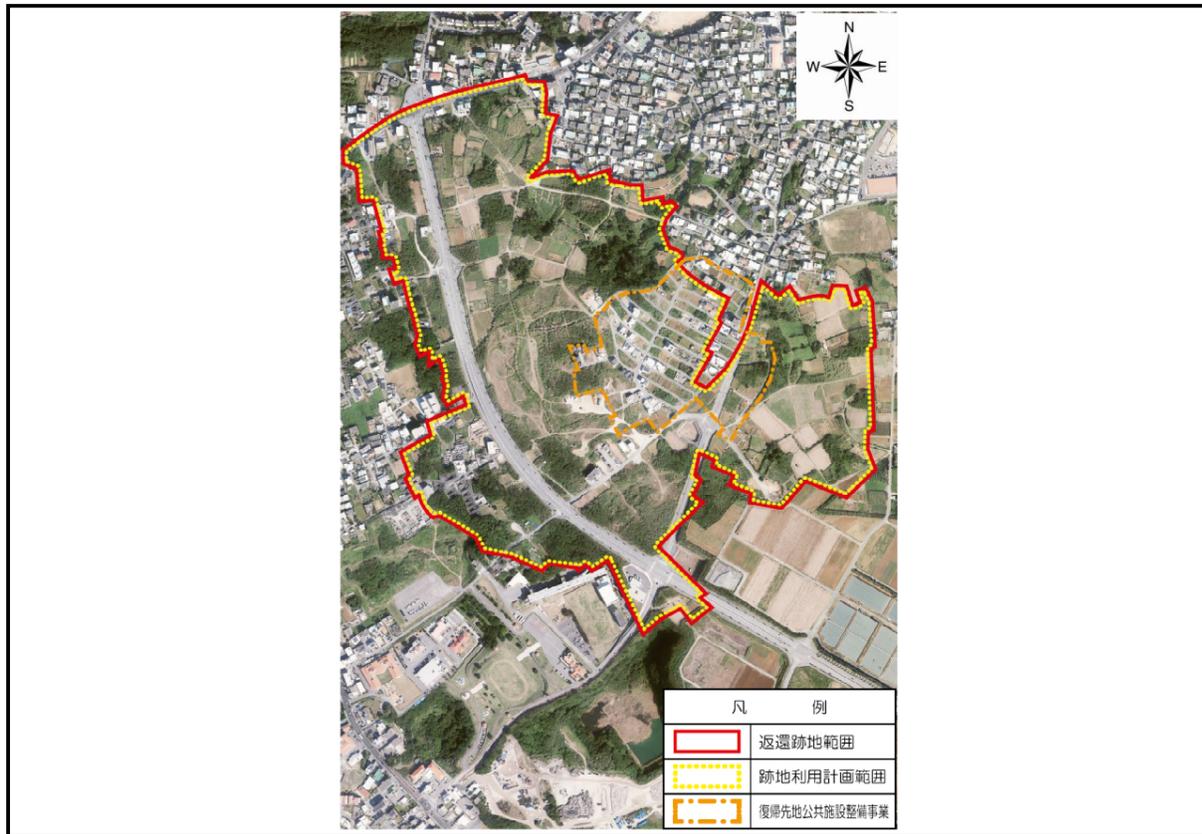
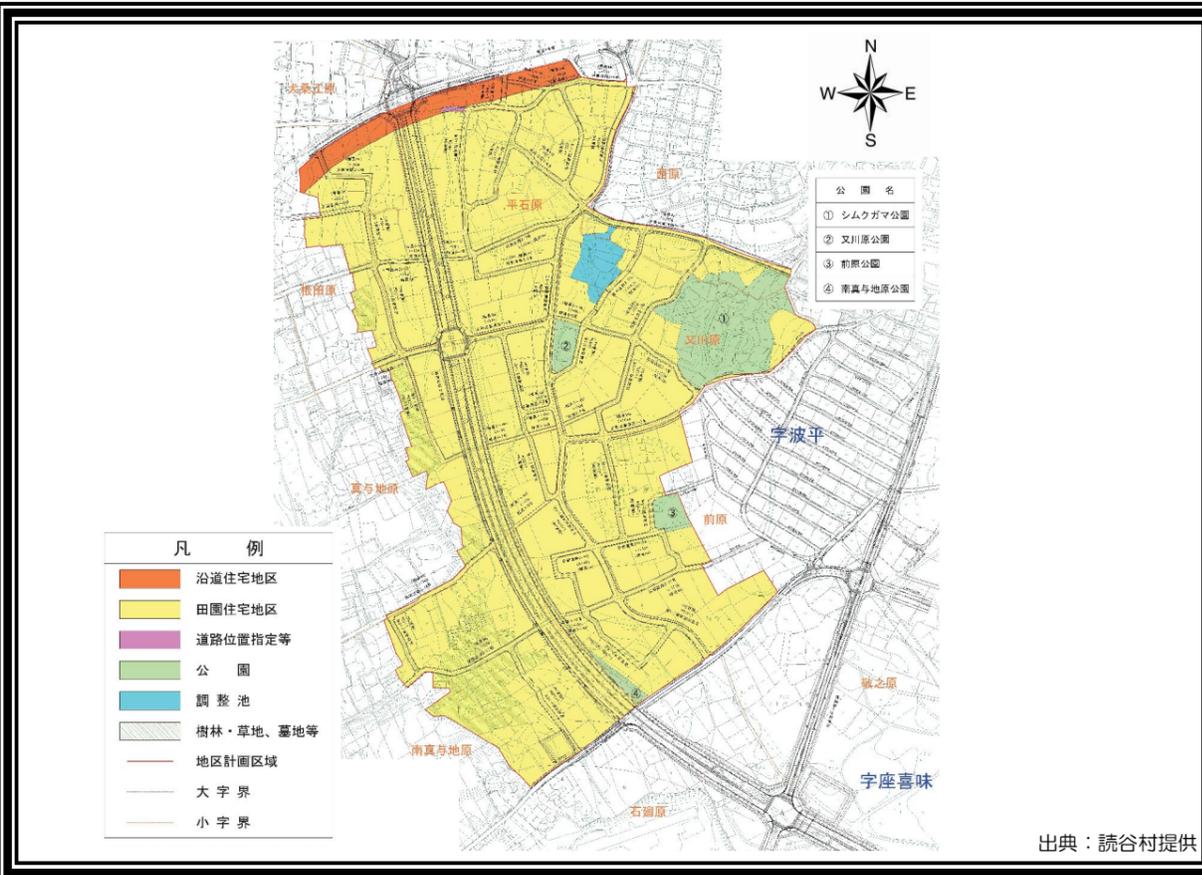


楚辺通信所

返還跡地



「地区計画」計画図



出典：読谷村提供

■返還跡地の概要等

□ 概 要				
面 積	53.5ha	■内訳		平成 18 年全面返還の際の返還面積である。 (内訳は読谷村提供)
	国有地	3.7ha	6.9%	
	県有地	0ha	0%	
	市町村有地	0ha	0%	
	民有地	49.8ha	93.1%	
所 在 地	読谷村（字波平、字座喜味、字上地）			
位置及び土地の形状	位置：沖縄本島中部、読谷村の中部西海岸に近接 土地の形状：ほぼ平坦な地形（大部分が原野）			

□ 沿 革	
昭 20	●軍事占領の継続として使用開始。
昭 28. 3. 13	●「楚辺方向探知東サイト」が使用開始。
昭 45. 7	●施設管理権が空軍から陸軍へ移管。
昭 47. 5. 15	●「楚辺海軍通信補助施設」及び「楚辺方向探知東サイト」が統合され、「楚辺通信所」として提供開始。
平 7. 5. 11	●日米合同委員会において、読谷補助飛行場の返還合意に関連し、アンテナ及び隣接する読谷補助飛行場内に所在する同通信所の保守区域を既存の施設・区域内に移設すること等の方針を合意。
平 8. 12. 2	●SACO 最終報告において、移設条件付きで平成 12 年度末までを目途に返還を合意。(約 53ha) ※移設条件：アンテナ施設及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に返還。
平 11. 4. 27	●日米合同委員会において、移設条件付き全部返還を合意。 ※移設条件：アンテナ等の通信設備を含む通信システム、管理・運用施設、付帯施設をキャンプ・ハンセンに移設。
平 18. 12. 31	●全面返還。
平 19. 7	●施設の撤去が完了。
平 21. 4. 6	●沖縄振興特別措置法第 101 条第 1 項に基づき、「特定振興駐留軍用地跡地」に指定。

■跡地利用に係る取組状況等

□ 跡地利用方針・計画
●平成 18 年度に「楚辺通信所跡地利用基本計画」を策定。
●平成 22 年度に策定した「楚辺通信所跡地地区整備ガイドプラン」に基づき、住民提案型の地区計画を導入し、住宅と農地が調和する「田園住宅地」として整備。

□ 事業段階	
事業実施中 (一部完了)	●平成 24 年度に地区計画の原案を策定し、地主会から村に対して都市計画の提案制度を用いての提案がなされ、村で提案内容を審査し、村は平成 27 年に都市計画図書を作成。令和元年 11 月 1 日に都市計画決定済。 ●令和 3 年度に道路実施設計が完了。令和 4 年度から分筆測量を実施中。同時に地主会の要望による境界確定測量も実施中。 ●旧集落（前島地区）は平成 22 年度から復帰先地公共施設整備事業を実施。平成 28 年度に完了。